

## 福岡県教育委員会広報紙「教育福岡」広告掲載事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、福岡県教育委員会広報紙「教育福岡」の広告掲載事業の実施に関し、必要な事項を定める。

### (広告スペース等)

第2条 広告スペース、規格等については、別途福岡県教育委員会広報紙「教育福岡」広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）で定める。

### (掲載可能な広告の範囲)

第3条 広告事業の対象とする業種、事業者及び広告内容の基準は、福岡県教育委員会広告取扱基準（以下「広告取扱基準」という。）の規定によるものとする。

### (広告掲載事業者の募集)

第4条 広告掲載を行う事業者（以下「広告掲載事業者」という。）の募集は、福岡県ホームページで公募する方法により行うものとする。

2 前項の募集に関して必要となる事項は、福岡県教育委員会広報紙「教育福岡」広告募集要項（以下「募集要項」という。）により定めるものとする。

### (広告掲載事業者の決定及び通知)

第5条 総務課長は、前条の募集に対する応募があったときは、福岡県教育委員会広告実施要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項及び募集要項の規定に基づき、広告掲載業者を決定するものとする。

### (契約の締結等)

第6条 前条の決定があったときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

### (広告料の納入方法等)

第7条 広告料の納入方法等は、別途仕様書で定める。

### (広告図案の提出及び広告原稿の納品等)

第8条 広告図案の提出及び広告原稿の納品等は、別途仕様書で定める。

### (広告内容の変更等)

第9条 総務課長は、広告の内容等が本要領第3条の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告掲載事業者に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

2 総務課長は、広告掲載事業者が前項の規定による広告内容の変更等の求めに応じないときその他広告掲載を継続することが適当でないとは判断したときは、広告掲載を中止することができるものとする。

### (広告料の還付等)

第10条 既に納入した広告料は原則還付しない。

### **(広告掲載事業者の責務)**

- 第11条** 広告掲載事業者は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意する義務を負うものとする。
- 2 広告掲載事業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、保証しなければならない。
- 3 広告掲載事業者の広告により第三者に損害を及ぼしたときは、広告掲載事業者が自らの責任と負担において解決するものとする。

### **(その他)**

- 第12条** この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別途定める。

### **附 則**

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。